

【遵守事項】

《会議室利用に関する注意事項》

- ・利用人員は、使用場所の定員を超えないこと。
- ・許可を受けずに物品の販売等をしないこと。
- ・所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- ・会議室内で張り紙、釘打ち等をしないこと。
- ・許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- ・市民センター附属設備の持ち出しをしないこと。
- ・市民センターの運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- ・使用後は清掃及び整頓をすること。
- ・市民センターの執務時間内は所定の車以外で来庁しないこと。
- ・執務時間外は、所定の場所に駐車すること。
- ・冷暖房は、冷房28度、暖房20度で使用すること。
- ・ゴミはすべて持ち帰ること。
- ・館内でアルコール類の持ち込みはしないこと。
- ・館内の飲食ならびに施設内の喫煙はしないこと。
- ・他の利用者や近隣の住民に迷惑をかけること。
- ・市民センター職員ならびに管理人の指示に従うこと。
- ・上記内容を遵守できない場合は、許可の取り消し、その他明石市長が行う一切の措置について異議をのべないこと。

《暴力団等排除に関する特約事項》

- ・暴力団員でないこと。
- ・暴力団員が役員等として、経営に関与している事業者でないこと。
- ・暴力団員を監督者として使用し、又は代理人として専任している事業者でないこと。
- ・暴力団員が事業活動に支配的な影響力を有する事業者でないこと。
- ・自分たちの利益や、特定の者に損害を与える目的で、暴力団を利用しないこと。
- ・暴力団又は暴力団員に対して、金品などの利益の供与をする行為をしないこと。
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係があると認められるような行為をしないこと。
- ・明石市長が、明石警察署長に申込者の暴力団等排除に関する特約事項に関し意見照会すること並びに明石警察署長から得た情報を明石市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市の関係部署において相互に提供することに同意すること。
- ・暴力団等排除に関する特約事項に違反した時は、許可の取り消し、その他明石市長が行う一切の措置について異議をのべないこと。

上記事項を守っていただけない場合は、会議室のご利用をお断りさせていただく場合があります。